平成２９年（フ）第５０号
札幌市手稲区稲穂３条３丁目８番５－102号
債務者　櫻間　洋子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６８号
札幌市清田区清田２条１丁目７番３－203号
債務者　平松　まい
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７９号
札幌市中央区南６条西24丁目２番26－201号
債務者　立身　浩明
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９２号
札幌市西区山の手５条１丁目２番26号　パールハイム山の手207号
債務者　中田さとみ（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１１号
札幌市中央区南８条西７丁目1033番地15　ドミ山鼻八条1401号
債務者　足鹿百合子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２１号
札幌市白石区栄通２丁目４番25号　シルクハイツ207号
債務者　南　　昭一
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４１号
札幌市西区西野８条３丁目１番３－202号
債務者　大友　　匠
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２号
北海道中川郡美深町西３条北１丁目９番地
つくし団地Ｄ棟1311号
債務者　中村　典子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２８年（フ）第２４５号
釧路市川北町３番21号
債務者　反保千惠子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第６号
釧路市鳥取大通３丁目14番12号　コーポまるます
債務者　村田　康行
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１号
青森県十和田市西二十二番町４番34号　第二福沢アパート　２号室、旧住所青森県十和田市大字相坂字箕輪平182番地６
債務者　藤田　幸七
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第９号
盛岡市仙北３丁目23番４号　ナビ仙北101号
債務者　楢崎　広子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１７１７号
埼玉県上尾市仲町２丁目６番10号　ラ・ポーレ上尾102
債務者　細井　秀也
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７２７号
埼玉県和光市白子１丁目31番２号
債務者　富澤　健二
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７５２号
さいたま市岩槻区大字徳力359番地７　シティハイツトクリキ101
債務者　山下　　晃
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７５５号
埼玉県加須市志多見999番地１
債務者　齊藤　英子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７６１号
さいたま市桜区田島９丁目３番10号
債務者　佐野　　勉
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係